

令和7年10月10日

こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会 御中

特定非営利活動法人
全国認定こども園協会
代表理事 王寺 直子

意見書

1. 本格実施に向けた準備スケジュールについて

前回会議でも申し上げているように、現在のスケジュール案では、実際に事業を実施する事業者のスケジュールが見えていない。特に社会福祉法人では定款、学校法人では寄付行為の変更が必要となる場合、法人内での理事会及び評議員会を経て、所管する部局への届け出及び承認という作業が必要となるため、定款及び寄付行為に記載が必要か、どのように記載するのかという点について、早急に見解を示していただきたい。

2. こども誰でも通園制度研修及び経過措置について

現状、保育士以外の者が本制度に従事するためには、本制度への従事前の子育て支援員研修の基本研修及び専門研修を修了していることを条件とされているところである。令和8年度以降に向けては、すでにこども誰でも通園制度に従事した職員については免除する案となっているが、経験時間数などの想定があるのかをお伺いしたい。例えば、事業所内での配置転換などにおいて年度の途中での異動がありうるものと考えられ、さらに、事業を開始しているが、こどもの数が著しく少なく経験時間としては少ないというケースも十分にありうる。ただ単に『従事したことがあるから免除』ということにはならないのではないかと。

併せて、「保育士資格を有しない者」を対象した研修制度について、「一時預かり事業」、「地域型保育」に加え「こども誰でも通園制度」と分割することを想定されているが、保育現場からの立場からすると、制度の違いや配慮はあれど、「一時預かり事業」と「こども誰でも通園制度」等に対し、保育内容が変わるということはない。また、保育に従事する者が少ない現状を鑑みると、担当者として、一時預かり事業とこども誰でも通園制度を兼ねるようなケースは十分に考えられ、6-6.5時間+2日以上の研修をさらに課すということは、人手不足ですぐに従事していただきたい場合の障壁となる可能性がある。

研修における各事業ごとに細分化することが良いことで、どの程度必要なことなのか、少し時間数が長くなっても、すべての事業を網羅的に学ぶことができ、3つの事業を共通化した支援員となっていただくことが良いのか、検討いただきたい。

3. 初回面談について

初回面談は、初めてのこどもを共に過ごす上でもこどもの命を守る上でも大変重要なことであり、初回面談を義務付けようとするということについては同意をする。その一方で現在の建付け

では、初回面談にかかる費用的な面が加味されていない。大変重要な面台であり、しっかりと面談体制をとるためにも、公定価格に反映していただきたい。

また、初回面談の効率と質の向上のために、他施設での面談結果や日々の保育の状況を施設を超えて共通化できるという最大のメリットがあるシステム利用を加速させていただきたい。

4. 公定価格・利用料の在り方について

この制度を単独で維持することを鑑みると、最低でも常勤職員1名分の給与と施設管理維持にかかる費用が保障されることが必要である。一部地域で採用されている、一時預かり事業における基礎分と $+\alpha$ という公定価格になっていただきたい。

また、こども誰でも通園制度の公定価格には、公定価格上に障害児加算、要支援家庭のこども加算、医療的ケア児加算が存在するが、施設型給付には加算は存在しない。施設型給付については各自治体からの助成などになっていることと思うが、施設型給付との共通性・整合性のある設定にしていただきたい。

5. こども誰でも通園制度の監査について

認定こども園等がこども誰でも通園制度を実施している場合などにおいては、同時に監査が行われるよう配慮をお願いしたい。

6. 広域利用の在り方について

各市町村の住民が適切に支援を受けられるようにするため、事業者に対して「優先予約枠」の設定を求めるということであれば、早急にシステムの改修を進めていただき、即時対応できる仕組みとしていただきたい。また、自治体独自で支給している補助金などがある場合について、広域利用する際にその補助金が適用にならない場合には保護者に別途負担いただく場合があるなど、システムを利用する際のチェック項目などに盛り込んでいただき、金銭的なトラブルを抑制できる方法を検討していただきたい。